

令和元年10月1日から

3歳から就学前までの幼稚園を利用する子供たちの利用料が
月額2万5,700円まで無償になります。

(1) 幼稚園を利用する子供たち

【対象者・利用料】

(1) 満3歳から5歳まで（小学校就学前）の子供たちの利用料が対象となります。

① 対象の期間は、入園できる時期に合わせて満3歳から小学校入学前までです。

（注）無償化の対象となるためには認定申請のお手続きが必要です。

② 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと第3子以降の子供たちについては、副食（おかず等）の費用が月額4,500円を上限に補足給付されます。

（注1）年収360万円未満相当とは、父母の市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯です。令和元年10月～令和2年3月の副食費は令和元年度の市町村民税額を確認します。免除対象の方には、別途通知致します。

（注2）補足給付とは、保護者の皆様に施設への支払をしていただき、後日市町村に支払額を申請して、還付する方法です。領収書の添付が必要になりますので、紛失等なさいませぬようご注意ください。

③ 幼稚園の預かり保育については裏面をご覧ください。

④ 入園料は初年度に限り、月額に換算して無償化の対象となります。月額換算した入園料と保育料の合計月額2万5,700円まで無償となります。

（月額算定のイメージ）

（例）・入園料12万円で4月入園、月額保育料が2万円の場合

・月額換算した入園料と月額保育料の合計から無償化対象上限額を差し引いた残額が実質負担額になります。

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
入園料 ÷ 年間在園月数	月額保育料	2万5,700円（上限）	（入園料+保育料） - 無償化上限額
例) 12万円 ÷ 12カ月 = 1万円	2万円	2万5,700円	4,300円

(2) 幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注) 満3歳になった日から最初の3月31日までの間の子供は、市町村民税非課税世帯のみが対象となり、月額1.63万円が上限になります。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

(注) 利用日数に応じて月額の上限額は変動します。無償化対象額は450円×利用日数と月額上限額のどちらか少ない金額となります。

(注) 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。(その場合月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限です。)

(3) 認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- **3歳から就学前までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

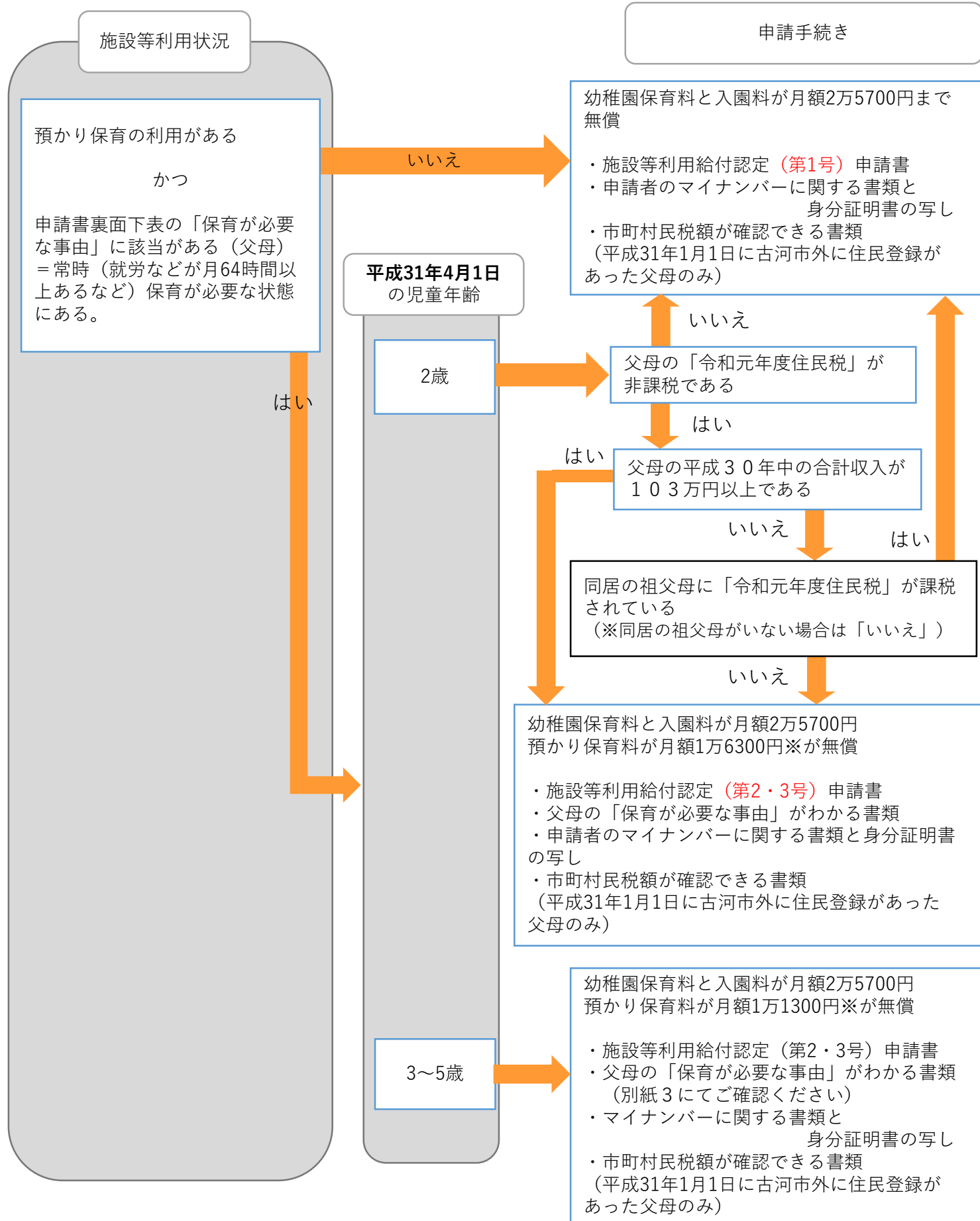
【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、相互支援サービス**を対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準をみたすことが必要です。

- **就学前の障害児の発達支援を行う施設等を利用する子供たちについても、3歳から就学前までの利用料が無償化**されます。



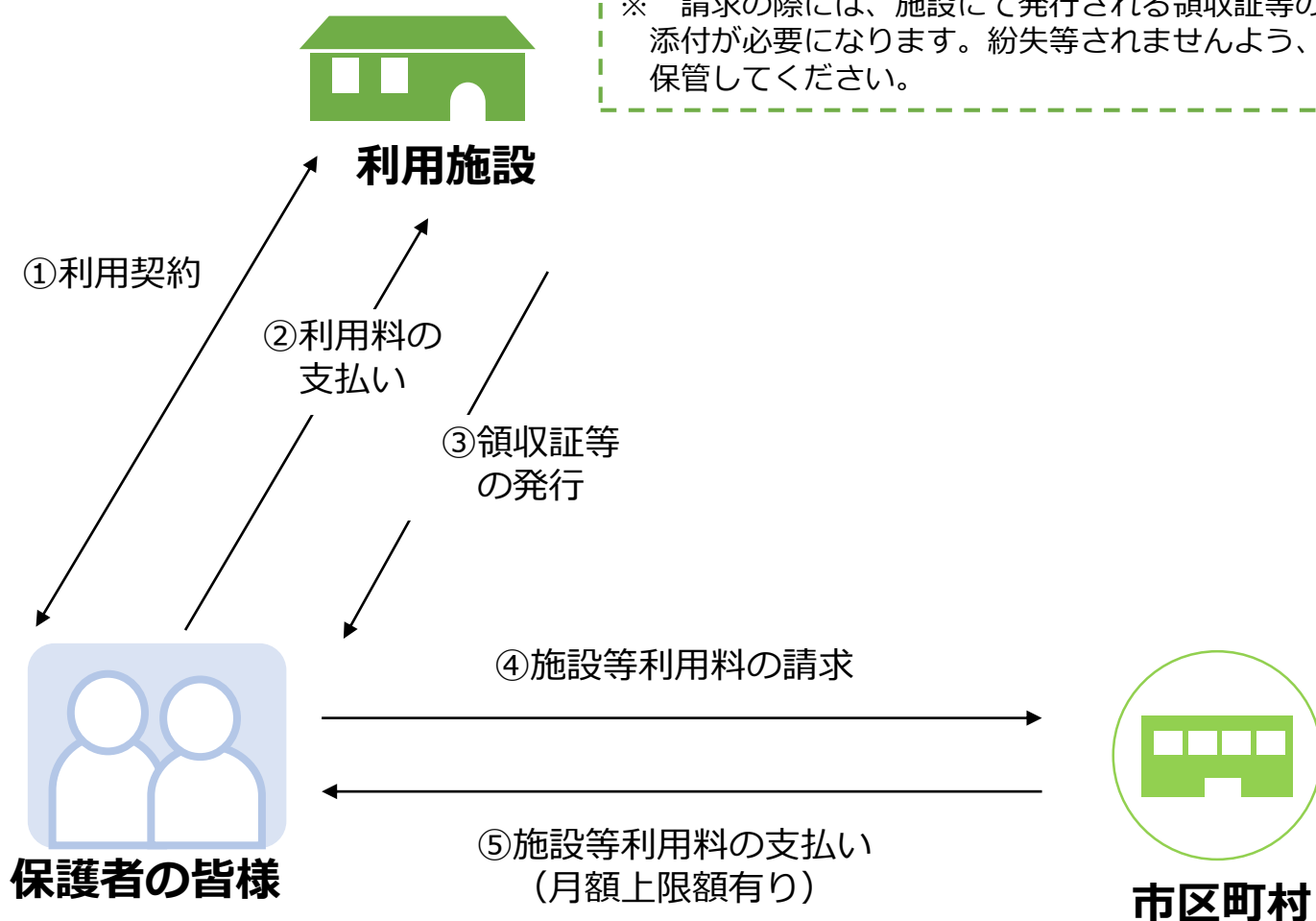
※ 預かり保育の月額上限額は、利用日数によって変動します。料金についての詳細は別紙1をご覧ください。
 ※ 市町村民税額が確認できる書類…令和元年度納税通知書 又は 令和元年度課税(非課税)証明書をご準備ください。

【基本的な手続きのイメージ】

～利用料の還付について～

- ・ 幼稚園等の**預かり保育**の施設等利用給付認定を受けた方
- ・ 認可施設に入所しておらず、**認可外保育施設・一時預かり・病児保育**の利用料が無償化対象の方
- ・ **子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園**を利用の方

※ 請求の際には、施設にて発行される領収証等の添付が必要になります。紛失等されませんよう、保管してください。



- ※ 保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、市区町村に申請が必要です。
- ※ 請求・支払いの時期など、手続きの詳細については順次お知らせいたします。
- ※ 無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

※ 子ども・子育て支援新制度の幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育施設に入所している児童の教育・保育時間の保育料は、徴収がなくなるためこちらの手続きには該当しません。